

西海市税務だより

(令和7年6月版)

【令和8年度より集合税方式から単税方式への移行】

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が令和3年5月に公布され、全国の地方公共団体において、国が提供する統一的な基準に適合した情報システムを利用することが義務付けられました。

現在西海市においては、集合税方式により個人住民税（普通徴収）、固定資産税及び国民健康保険税を一つの納税通知書、納付書等に併記して発行し、納期は6月から3月までの10期割りとしていますが、新しい情報システムを利用することにより、税目ごとに納税通知書、納付書等を発行する単税（各税目で徴収）方式へ移行します。

- 移行の時期 令和7年11月下旬（予定） ※異動があった方が対象
令和8年度からは単税方式へ変更されます。

●法定納期の変更

住民税（普通徴収）、固定資産税：10期から4期へ変更予定

国民健康保険税：現行の10期を継続予定

【単税化後の令和8年度からの納期について】

現在の集合税方式（個人住民税・固定資産税・国民健康保険税）

	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
集合税	10回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期



令和8年度から単税方式（個人住民税）（固定資産税）（国民健康保険税）

	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人住民税	4回			1期		2期		3期			4期		
固定資産税	4回		1期		2期					3期		4期	
国民健康保険税	10回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

- 令和7年11月25日以降の口座振替については、税目ごとの引き落としとなり、通帳への印字がそれぞれの税目に分けて表示されます。
- 現在口座振替により納付している方で、今後も同じ口座により振替をされる方は、改めて手続きをする必要はありません。ただし、税目ごとに口座を分ける場合や新たに口座振替を希望される場合は、金融機関で手続きを行う必要があります。

【集合税とは】

西海市では、「市県民税」「固定資産税」「国民健康保険税」の納期をそれぞれ年間10期（毎年6月から翌年3月まで）に分割し、期別ごとに合算した税額を納付する方式を採用しています。これを「集合徴収」といい、集合徴収する3種類の税を総称して『集合税』と呼んでいます。（※「集合税」という税を徴収しているわけではありません。）

【市県民税について】

1. 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

●対象となる方

平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年12月末までの入居者で所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けている方

（※平成19年から平成20年末までに入居された方は、個人住民税の住宅ローン控除はありません。）

●控除額（以下のいずれか小さい額）

①所得税の住宅ローン特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額

②所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額（最高97,500円）

ただし、平成26年4月から令和4年12月までの入居者で特定の条件に該当する場合は、7%を乗じて得た額（最高136,500円）

●控除適用期間

10年間（所得税の住宅ローン特別控除の適用を受けている期間）

※ 消費税率10%が適用される住宅取得等については、住宅ローン特別控除の期間を3年間延長

2. 個人住民税の均等割の税率と森林環境税

市民税 3,000円 県民税 1,500円 森林環境税 1,000円

●県民税のうち、500円は森林保全のために使われます。

●令和6年度から国税である「森林環境税」が個人住民税の均等割の枠組みを用いて、1人年額1,000円が徴収されます。森林環境税は国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

【国民健康保険税について】

1. 税率

令和7年度	医療分（全被保険者）	支援金分（全被保険者）	介護分（40歳～64歳）
所得割（課税標準額）	8.4%	2.4%	2.3%
均等割（一人あたり）	24,000円	8,000円	10,000円
平等割（一世帯あたり）	22,000円	7,000円	6,000円
賦課限度額（課税上限額）	66万円	26万円	17万円

* 課税標準額…個人ごとに、総所得金額から基礎控除額（43万円）を差し引いた金額

2. 軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の判定について

課税の基礎となる所得が一定額以下であれば、均等割と平等割が次の基準により軽減されます。

軽減割合	前年中の世帯の総所得金額等
7割	43万円+10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）以下
5割	43万円+（30万5千円×被保険者数（※2））+10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）以下
2割	43万円+（56万円×被保険者数（※2））+10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）以下

（※1）給与所得者等の数とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者です。

一定の給与所得者とは、給与収入55万円超の者をいいます。

また、一定の公的年金等の支給を受ける者とは、65歳未満の方は60万円超、65歳以上の方は110万円超の支給を受ける者をいいます。

（※2）被保険者数とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行し、移行後も今までの世帯に属している人を含みます。

3. 国民健康保険の異動手続きについて

国民健康保険に加入する時、国民健康保険をやめる時などには、異動手続きが必要です。該当する方は14日以内に、健康ほけん課又は各総合支所市民課に、必ず届出をしてください。

4. 国民健康保険税の産前産後免除について

令和6年1月から国民健康保険税の産前産後の負担免除制度がスタートしました。対象となる方などは次のとおりです。

●対象となる方

令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方
出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

●免除期間

その年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の1ヶ月前から出産予定月（又は出産月）の2ヶ月後の計4ヶ月相当分が減額されます。
※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

●届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税の減額届出書
- ② 母子健康手帳等の出産予定日や多胎妊娠の事実を確認できる書類の写し

【固定資産税について】

●固定資産税の課税対象となる物件（土地・家屋）の詳細は、6月2日付で送付した「固定資産税課税明細書」でご確認ください。

※固定資産税の課税標準額が次の金額に満たない場合は、固定資産税は課税されません。

土 地	30万円
家 屋	20万円
償却資産	150万円

【納税について】

●納付方法

西海市役所本庁・各総合支所・出張所のほか、納付書裏面記載の各金融機関・郵便局、コンビニエンスストア及びスマートフォン決済で納付できます（ただし、利用できる納付書は、バーコードが印字されたものに限りです）。

また、口座振替の方法で納付することも出来ますのでご利用ください。（金融機関への申込が必要です。）。

なお、令和5年4月から、納付書に印刷されたeL番号またはeL-QRによる納付が可能となりました。詳しくは、地方税お支払いサイトのホームページをご覧ください。



※バーコード、eL番号またはeL-QRによるお支払いは、期限を過ぎると納付できない場合がありますのでご注意ください。

★口座振替による納付のおすすめ★

西海市では口座振替による納付をおすすめしております。口座振替にすることで、納付に行く手間や納め忘れ、納め間違いがなくなり大変便利です。口座振替の手続き方法は、金融機関窓口での手続きに加え、令和7年1月からはスマートフォンやパソコンを利用して、インターネットから申し込みができるWEB口座振替受付サービス「こうふりネット」の利用が可能となりました。

○ WEB口座振替受付サービス「こうふりネット」での手続きを利用できる金融機関
十八親和銀行及び長崎西彼農業協同組合

○ 要件や利用できる税目、申し込みサイトなどの詳細については、
西海市ウェブサイトをご覧ください。

西海市ウェブサイト
WEB口座振替受付サービス
「こうふりネット」
手続きなど



●税金は納期限内に納めましょう

税金は、定められた期限までに納税者のみなさまが自主的に納めていただくことになっています。納付を忘れて納期限を過ぎても納めていただけないときは、督促状等により納税を促しますが、それでも納めていただけない場合は、納期内納税者との公平を期すため、財産調査等を行ったうえで差し押さえなどの滞納処分手続きに入ります。

●納税相談

やむを得ない事情により納税ができない場合は、納期限までに債権管理課へご相談ください。

※内容にご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

【問い合わせ先】

西海市役所 税務課
TEL：0959-37-0062

【納税相談については】

西海市役所 債権管理課
TEL：0959-37-0025

発行元：西海市 市民環境部 税務課